

# 意見書

2025年1月15日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部基盤整備促進課御中

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等に関し、下記のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（別紙3）  様式第31の3（第9条第2号関係）	既にいくつか提供されている実例がありますが、地域BWAと全国BWAが相互に卸役務の提供（ローミングを含む）を行っていたり、こうした場合に複数の電波帯を使ってキャリアアグリゲーション（CA）を行っている場合、本様式では、地域BWAと全国BWAや、BWAとLTEについて重複して利用者がカウントされる可能性があるため、そうならないよう明示的に記載していただきますようお願いいたします。

以上